



平成 31 年 2 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 エナリス  
代表者名 代表取締役社長 小林 昌宏  
(コード番号：6079 東証マザーズ)  
問合せ先 広報・IR部長 白土 朋之  
(TEL. 03-5284-8326)

### 株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び 定款の一部変更等の承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 31 年 1 月 9 日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更等に係る議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、第 1 号議案「株式併合の件」及び第 2 号議案「定款一部変更の件」として付議し、また、取締役 4 名の選任に係る議案及び監査役 1 名の選任に係る議案を本臨時株主総会に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 31 年 2 月 13 日から同年 3 月 12 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 31 年 3 月 13 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 第 1 号議案 株式併合の件

平成 31 年 1 月 9 日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本臨時株主総会において、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、ご承認をお願いしたものととなります。

- ① 併合する株式の種類：普通株式
- ② 併合比率：当社株式について、24,452,572 株を 1 株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数：48,905,143 株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数：48,905,145 株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数：2 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数：8 株
- ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び電源開発株式会社（以下「電源開発」といいます。）、KDDI 及び電源開発を総称して「公開買付者ら」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を電源開発に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である700円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

## 2. 第2号議案 定款一部変更の件

- ①本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は8株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ②本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ③本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者はKDDIのみとなり、また本株式併合後の端数処理が完了した場合には当社の株主は、公開買付者らのみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、定款第12条（基準日）を変更するものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、平成31年3月に開催を予定している当社定時株主総会については、平成30年12月31日を基準日とするものではなく、当該定時株主総会開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主と取り扱う予定です。

## 3. 第3号議案 取締役4名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役4名の選任をお願いしたものであり、原案のとおり承認可決されました。

## 4. 第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役1名増員することとし、その選任をお願いしたものであり、原案のとおり承認可決されました。

## 5. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	平成31年2月13日（水）
② 整理銘柄指定日	平成31年2月13日（水）（予定）
③ 当社株式の最終売買日	平成31年3月12日（火）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	平成31年3月13日（水）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	平成31年3月16日（土）（予定）

以上